

部 門 分

大 部 門		中 部 門		小 部 門		
1	中央銀行	1	中央銀行	1	日本銀行	
				2	外國為替資金	
2	その他通貨機関	民 間	2	銀 行	3	全 国 銀 行
			3	中小企業金融機関	4	在日外国銀行
			4	農林水産金融機関	5	中小企業金融機関
			6	農林水産金融機関	6	農林水産金融機関
		公 約	5	郵便貯金	7	郵便貯金
3	保険会社・年金基金		民 間	6	保 險	8
		9		損害保険会社	9	損害保険会社
			10	その他損害保険	10	その他損害保険
		公 約	7	共 済	11	農協共済
			12	農漁業共済	12	農漁業共済
		公 約	8	簡易生命保険・郵便年金	13	簡易生命保険・郵便年金
			9	公約損害保険	14	公約の保険
			15	公約再保険	15	公約再保険
			16	公庫保険	16	公庫保険
4	その他金融機関	民 間	10	信 託	17	一般金融信託
			11	証 券	18	証券投資信託
			12	その他	19	証 券
					20	特殊金融機関
		公 約	21	信用保証金融機関	21	信用保証金融機関
			22	床民金融機関	22	床民金融機関
		13	公約金融機関	23	融資特別会計	
				24	政府金融機関	

割 表

内	容
	全国銀行・銀行勘定
	相銀、信金、信組、労金、商工中金、全信金連、全信組連、労金連 農林中金、信災連、農協(信用事業)、信災連、農協(信用事業)
	生保会社 損保会社、外国損保会社 船主相互保険組合、火災共済協同組合、農業信用保険協会 全国共済連、都道府県共済連、農協(共済事業) 農業共済事業会計(市町村)、農業共済組合・同連合会、農業共済組合同連合会
	森林・軌道・機械・漁業融資保険特別会計、交通災害事業会計(地方公共団体) 地銀・自営費・木船・農業共済・漁船漁業再保険特別会計 住宅融資保険(住宅金融公庫)、信用保証保険(中小企業信用保険公庫) 全国銀行・信託勘定(-)証券投資信託
	証券会社、証券投資信託委託会社、証券取引所 短資会社、証券金融会社、住宅金融会社、預金保険機構、農林水産協会の信用保証 東武鉄道販売用貯蓄基金、全国信用保証協会、林業信用金、農漁共済基金、漁業共済金 (貸屋・サラリーマン金融)
	資金運用部、産業投資、都市開発資金融通、開拓者資金融通(46年度まで) 郵便銀、10公庫、海外協力基金

部 門 分

大 部 門		中 部 門		小 部 門		
5	一 般 政 府	14	中 央 政 府	25	一 般 會 計	
				26	非 企 業 特 別 會 計	
				27	專 業 團	
		15	地 方 政 府	28	普 通 會 計	
				29	公 營 事 業 會 計	
				30	特 別 團 體	
6	非 企 業 企 業	民 間	17	民 間 企 業	31	社 會 保 險 特 別 會 計
					32	共 濟 組 合
					33	基 金
					34	醫 療 保 險
			18	公 約 公 業	35	法 人 企 業
					36	民 間 特 殊 法 人
	公 的	18	公 約 公 業	37	企 業 特 別 會 計	
				38	公 社 · 公 團	
	7	社 會 計 民 間 特 殊 團 體	19	社 會 計 民 間 特 殊 團 體	39	地 方 公 營 企 業
					40	公 約 特 殊 法 人
	8	家 計	20	家 計	41	一 般 非 營 利 團 體
					42	非 營 利 特 殊 法 人
9	海 外	21	海 外	43	家 計	
				44	海 外	

別 表 (続 き)

内 容
事業・管理・整理特別會計
病院, 公共下水道, 国民健康(直办勘定), 公益質屋 公立大学付属病院 敗産区, 地方開発事業団
厚生保険, 国民年金, 労働保険, 船員保険 国家公務員等共済組合 厚生年金等5基金 健康保険組合, 国民健康保険組合
行政管理庁対象法人, 地方公社(民法・商法法人) 5親業(道路・印刷・林野・アルコール・郵政) ⊕ 2會計(黄金属・会営) 3公社, 15公団, 1會団 収支事業(公益施設・望くじ) 5會計 3事業団, 電発, 医研, 地方3公社(住宅供給・土地開発・道路)
行政管理庁対象法人, 共済組合福祉事業部門 個人業主(親業・非親業) 5會計 海外支店, 子会社 5會計

3. 源泉所得税

(3) 利子所得の課税状況

区分	支払金額			
	課税分	少額預金等の 非課税分	その他の 非課税分	総額
	百万円	百万円	百万円	百万円
公債	27,688	19,611	653,869	701,168
社債	292,557	49,094	418,062	650,573
割引債の償還差益	275,326	-	-	275,326
預金(銀行)	1,902,466	822,485	449,627	3,234,580
利子(銀行以外の金融機関の預金)	356,672	495,275	587,515	1,439,462
子(勤務先預金)	41,497	20,070	-	247,566
合同運用信託の利益	124,448	302,954	149,778	577,181
公社債投資信託の利益の分配	21,218	41,280	9,210	69,705
住宅貯蓄控除相当額	-	-	-	-
計	3,021,892	1,994,769	3,034,063	8,050,704

源泉徴収 税額	源泉分離課税分		合計	
	支払金額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収税額
	百万円	百万円	百万円	百万円
4,012	12,435	2,935	713,603	6,947
4,0764	27,842	6442	1,533,556	47,207
27,907	-	-	275,326	27,907
285,927	518,523	127,361	3,753,102	413,288
53,502	195,951	47,503	1,635,413	101,005
6,225	21,205	5,174	268,772	11,399
18,663	157,634	38,416	734,814	57,079
3,176	12,306	2,997	82,014	6,173
409	-	=	-	409
44,0586	945,896	230,829	8,996,600	671,415

調査対象：昭和49年分源泉所得税について、昭和49年又

た分

調査期間：昭和49年1月1日から昭和49年12月31日

月から昭和50年1月までに「徴収高計算書」の提出のあつ

(4) 配当所得の課税状況

区 分	人 員	支	
		課 税 分	
	人	百万円	
利益又は利息の 配当剰余金の分 配基金の分配	一般分	47,117	1,792,073
	源泉徴収 課税分	333	36,113
	小 計	47,450	1,828,186
証券投資信託の収益の分配	-	-	86,647
不 明	-	-	87
計	47,450	-	1,894,920

調査対象：昭和49年分源泉所得税について、昭和50年4
月30日現在

調査期間：昭和49年1月1日から昭和49年12月31日

払 金 額		源泉徴収税額
非課税分及び 課税の特例分	英 額	
百万円	百万円	百万円
19,570	1,811,642	268,772
-	36,113	8,800
19,570	1,847,756	277,573
22,734	89,380	12,932
-	87	14
42,304	1,937,224	290,518

月30日までに「法定資料の合計表」の提出のあり

受 別 門 部 当 配 ・ 子 利

受取 支払		非金融企業		金融機関	一般政府
		民間	公的		
非 金 融 企 業	民間				
	公的				
金融機関					
一般政府					
対象 民間非 営利 団体					
家 計					
海 外					
合 計		⊗ A			

\uparrow 税務統計 (A+B) と比較
 \uparrow 残上げ
 \uparrow 残上げ
 \uparrow 残上げ

(54)

取 払 支 払 マ ト リ ッ ク ス

対象 民間非 営利 団体	家 計	海 外	合 計
	⊗ B		

\uparrow 非営利調査
 \uparrow 税務統計
 \uparrow B/P

(55)

$\frac{350}{200} = 1.75$
 $200 \times 200 = 40,000$
 $200 \times 10 = 2,000$
 $40,000 + 2,000 = 42,000$
 $200 \times 200 = 40,000$
 $40,000 + 2,000 = 42,000$

\leftarrow 法人企業統計
 \leftarrow 残上げ
 \leftarrow 残上げ
 \leftarrow 残上げ
 \leftarrow 非営利調査
 \leftarrow 残差
 \leftarrow B/P

Ⅲ 賃貸料および地料の推計について

(推計担当者 梶島正博)

1. 土地の賃貸料

(1) 概念

財産所得に含まれる賃貸料は原則として土地の賃貸に関する純賃貸料である。換言すれば、土地の所有より生じた純所得に限られる。また、土地は穀業、気業、森林地、娯場、住宅の敷地など、産業活動の遂行のため利用されるものである。

(2) 現行NIとの相違

新SNA財産所得と現行NI財産所得との大きな違いは新SNAでは土地の賃貸に限るのに対し、現行NIは、土地、建物および金融資産の所有者として受け取る所得が含まれる点である。土地以外のこれら住宅などの財産所得は固定資産の所有者の営業余利の一部であり、一種の商品としてのサービスに対する支払として取り扱われる。また、土地、建物の分離不可能な場合は、不動産税だけを差し引き財産所得として計上する。

(3) 推計方法

部門別支払(受取)を推計する。なお非営利団体、一般政府は付表、他の勘定で推計する。

部門別支払(受取)を推計するわけであるが、資料の制約のため受取の推計が出来ないので以下のように行列形式に組み支払、受取の推計をする。

支払 \ 受取	非金融	金融	一般政府	非営利団体	家計	合計
非金融	p_1		p_2		p_3	p_a
金融						m_a
一般政府	g_1		g_2			g_a
非営利団体						
家計	f_1	f_2	f_3	f_4	f_5	f_a
合計	p_b		g_b	h_b	f_b	

例をとれば家計の支払は

$$f_1 + \dots + f_5 = f_a \text{ となり}$$

受取りについては

$$p_3 + f_5 = f_b \text{ となる。}$$

したがって家計への支払の各部門を合計し、家計の受取りとする方法をとる。

また、各部門の支払の合計は受取りに等しい。

(ア) 家計(民間非金融個人企業を含む)

(イ) 基本的には、持ち家借地戸数×一世帯当たり地代、持ち家借地戸数は「住宅統計調査」(総理府統計局) - 5年おきの一戸建・長屋

建持ち家総数の内、持ち家借地戸数を使用する。又、「住宅統計調査」は原本調査なので標本誤差率を掛け精度を高める。住宅調査は5年おきなのでその間、同調査の持ち家取柄の時期・建築の時期別に補間推計をする。又、住宅調査以降は、「建築統計年報(建設省)」「建築統計月報(建設省)」の一戸建・長屋持ち家数を用い、持ち家の増分に住宅調査の持ち家総数の増分に対する、持ち家借地分割合を掛け、この対前年延び率を出し、延長する。なお、住宅調査の持ち家借地戸数は部門別貸し主数が把握できるので支払の推計をする。

これに現行N/I推計の田畑小作料を家計部門に加える。

(1) 個人企業分

「個人企業経済調査」(逓理府統計局)の地代・賃貸料の平均値を出し、一企業当たり地代・賃貸料を求める。一企業当たり、地代・賃貸料に現行N/Iの個人業主数を掛け「法人企業間接費調査」(経済企画庁)の資本金階級I区分5000万円未満の動産・不動産賃貸料に対する地代割合を掛けて求める。又、部門別推計は住宅調査の持ち家借地敷の店舗その他の併用住宅の部門別貸し主数を用いる。

イ. 非金融法人

「法人企業統計年報」(大蔵省)の動産・不動産賃貸料を「法人企業間接費調査」(5年おき)の動産・不動産賃貸料に対する地代割合を掛けて推計する。なお「法人企業間接費調査」は資本金階級別に4区分とれているので、「法人企業統計年報」も4区分にする。部門別配分は、

法人、家計、一般政府への支払とし、法人と家計は固定資産概要調査の所有者区分による土地に関する調の地、田畑以外の個人、法人別地積比率で配分する。又、一般政府は支払、受取の残差を法人より一般政府への支払とする。

ウ. 金融機関

全銀、中小企業、農林水産、信託、証券など各金融機関の動産・不動産賃貸料を求め「法人企業間接費調査」の比率を用い地代分を推計する。部門分割は資料が見当たらない。

(4) 問題点

ア. 全体的に資料に乏しく、住宅賃貸料と地代の分割が困難である。

イ. 住宅調査では、持ち家借地戸数の取得の時期建築の時期別に数値はあるが、必ずしも取得の時期と建築の時期が一致しないので建築年報、月報で延長するには問題がある。

ウ. 「法人企業間接費調査」は5年おきなので補間延長推計する資料がない。

エ 金融法人の動産、不動産賃貸料に対する地代割合を把握する資料がない。

オ 金融、非金融とも部門分割する適当な資料が見当たらない。

2. 特許料

(1) 概念

土地の純賃貸料と同一カテゴリーの取引に含まれる特許料は、経済主体の所有する特許権、商標権、著作権など、その他類似の独占的権利を使用し、かつ定期的に使用料の支払(受取)をするものである。

(2) 現行NIとの相違

現行NIでは、個人の財産所得の賃貸料に無体財産権使用料が含まれているが、昭和27年製の蓄積税財産価額調査を基礎としていて、資料的にない。

(3) 推計方法

有価証券報告書における支払特許権使用料を用

いる。日本開発銀行データファイルを使用し、年ベース推計とし、日経新聞社のファイルにより月別推計、補間延長する。

以上非金融法人の推計とし、部門分割は法人、家計のみとし、海外よりの特許料の配分比率、法人0.9、家計0.1を使用する。又、家計部門は税務状況の内、原稿料、作曲料等の支払金額を用いる。部門分割は家計のみとする。

(4) 問題点

ア 家計部門の推計額の把握が困難であると同時に部門分割、四半期分割の方法が見当たらない。

イ 法人の開銀ファイル、日経ファイルでは全会社の把握が出来ない。

ウ 個人企業分が推計できない。

(16)

第2回所得専門小委員会議事要旨

1. 日 時： 昭和51年7月2日(金)

午前10時～12時

2. 開催場所： 経済企画庁第2会議室

3. 出席者

委員 中村隆英(東京大学教授)

江見康一(一橋大学教授)

専門委員 腰原久雄(横浜国立大学助教授)

高木新太郎(成蹊大学助教授)

幹事等 労働省

事務局 栗林国民経済計算調査室長

赤井分配所得課長

円城寺国民生産課長

林価格分析課長

他16名

4 議題

(1) 新SNA作業の当面のスケジュールについて

栗林国民経済計算調査室長

(2) 雇用者所得の推計方法について

山田事務官

(3) 利子、配当の推計方法について

土屋分配所得課課長補佐

(4) 貸付料・特許料の推計方法について

篠島事務官

(5) 質疑応答

5. 議事要旨

(雇用者所得について)

中村委員： 役員の一重雇用分については、事業所センサスと国勢調査を使えないか。事業所センサスだと役員の数が出て、国調だと常勤の数が出る。

山田事務官： 確かに一般の雇用者と役員では兼業の仕方が違うから、その方がよいと考えられる。

中村委員： 金融保険業の役員給与手当については『全国銀行財務諸表分析』が使えないか。

赤井課長：役員給与手当がわかれては出ていない。

山田事務官：金融・保険業には、銀行以外にも小規模なものがたくさんあるが、それらについてはどう配慮したらよろしいか。

中村委員：銀行協会に問い合わせ又は問い合わせてもらってはどうか。

山田事務官：そういうことにしたい。

江見委員：トップを二種類に分けて推計することになっているが、それは項目としてどこに入るのか。

山田事務官：分類①の方は賃金・俸給と一括して推計されるので、そこに入ることになる。分類②の方は推計しない。

江見委員：「Ⅱ、その他雇用者福祉のための雇主負担」は現行NIではどうなっているのか。

山田事務官：全く推計されていない。

江見委員：社会保障制度への雇主負担には、雇用者前付とみなされるべき部分のほかにも、保養所等の施設に対する負担も含まれてしまうのではないか。

山田事務官：各制度の事業報告書等で施設分が別割

定になっているものは除けるが、そうでないものは余分な推計となる。但し雇用者への支払に当てられる部分の方はずっと大きいのであまり気にする必要はない。

腰原専門委員：新SNAの体系上やむを得ないと思うが、退職一時金については引当金減も推計することにしており、営業余剰を算出するという観点からはこれでよいが、雇用者の所得という観点では実際に受け取った額を重視すべきであるから、表上あとで操作できるような配慮がほしい。

山田事務官：細項目を表示することも可能だし、欄外表示としてもできる。

中村委員：今言われた様に欄外で現実に受取った分を掲出するか、そういう形の配慮が欲しい。特に退職金を発生主義によって推計しているという註記を念入りにやる必要がある。

腰原専門委員：この点については再分配のところではちやんと出てくるのか。

赤井課長：後報としては出てこない。

中村委員：トップの二番目のものは移転金というのなら、個人勘定に入るのか、データに困るのはわかるが、どのようなものか、日本にはトップを置く習慣が少ないからいいが、外国ではこれを無視しては大変なことになる。

赤井課長：所得支出勘定では個人間の移転もとることになっており、この点については移転の推計で検討したい。

江見委員：退職年金についてはどう考えているのか、一時金のみも推計するのか。

山田事務官：退職年金は「Ⅲ、その他雇用者福祉のための産主負担」等の項目で推計されている。

江見委員：退職金も第四の項目として立てるのはまずいのか。

栗林国民経済計算調査室長：退職金を一項目として立てるか「貸金、貸付」とするか、あるいは「その他雇用者福祉のための産主負担」とするかは問題があった。しかし最善形式は各国とバランスをとる必要がある。

中村委員：日本の場合、特殊だから別扱がよい。

(利子、配当について)

江見委員：生命保険会社は含まれているか

土屋課長補佐：資料10頁の部門分割表に「保険」として書いてあり、対象となる。

江見委員：生命保険会社の利子、配当を含むのか。

土屋課長補佐：含まれる。

中村委員：帰属利子はどうなるか。

赤井課長：帰属利子は所得支出勘定でも計上されない。

中村委員：サラリーマン金融はどの位あるのか。

土屋課長補佐：大蔵省の調査では10万、そのうち法人は2万と云われている。

松浦委員調査員：数としてはほかが多いが、大きいサラ金もあるので、将来は入れられるか検討しなければならぬと思う。

土屋課長補佐：関連して、貸付については全国貸付連合会で毎年ではないが調査を行っており、年間貸付収入額が、平均在庫金規模類別にわかるが、

この調査は規模別企業数がなく、また、調査対象企業が少なく調査精度的にも問題で、精度を上げれば平均賃料収入額に全国賃屋企業数を掛け合せて受取利子が推計出来るとも考えられるが、精度の問題から除外せざるを得ないと思う。

江見委員： 税務統計とマネーフローとはうまく突合出来ますか、そのギャップは④分か。

松浦委員： マネーフロー表では④かどうかに関係なく、部門別の金融資産保有高を計上している。一方、税務統計では④を含む利子・配当の部門別受取額がわかるので、両者の突合せが可能である。

江見委員： 対象計民間非営利団体については「非常利団体・娯楽業等実態調査」結果に医療、教育を補充して用いると云うが、その補充の方法はどのようなのか。

金子支出課長補佐： 医療については、国民総医療費で収入の全体をとり、それに、全国公私病院連盟が行っているサンプル調査で病院/ヶ所当た

り収入・支出額の比率を用いて利子・配当を推計する。

江見委員： 開業医は含まれるか。

金子支出課長補佐： この対象は術の開業医は含まない。対象は病院でかつ非営利団体であるものに限定される。

また、教育については、文部省で行なっているかなり詳細の「私立学校財務状況に関する調査」から数値をとる。

藤原専門委員： 「法人企業統計(季報)」を用いる場合、調査対象外の規模の小さいところのくくらしについては考えていないのか。

末井課長： 「法人企業統計季報」を使って、サンプル補正と、資本金1000万円未満の小規模分を年報から拡大して使う方式をとる考えである。

高木専門委員： 四半期のズレとか年度換算とか、その場合は、資料5頁に税務統計は暦年ベースだから、月別徴収額で利子は1カ月前に、配当については3カ月それそれ前にすらすらというが、四半期

の場合にも同じ推計発想によるのか。

土屋課長補佐 四半期についても、利子・配当をそれぞれそれぞれして発生ベースに修正した月別帳収類の四半期別構成比で四半期を推計する方式で同じである。

赤井課長：最終的には家計の支払利子は残差方式となっているが、これは、個人企業の支払利子が「個人企業経済調査」では経費として処理されており、その分がつかめないためであり、こういう方式でよいか。

江見委員：やむを得ないと思う。

中村委員：やむを得ないと思うが、サイズが大きいから何かチェック出来ないか。

松浦委員補査員：残差方式で推計した家計の支払利子は、法人企業支払利子の約3分の1(49年度)となっており、マネーフロー表の借入金残高(50/3月末)の分割比にほぼ見合っている。

(貸貸料、増許料について)

赤井課長：新しい推計項目でもあり、資料的制約も

あつて問題の多いところである。

高木専門委員：資料2枚目のマトリックスは受取りを出すわけか。

荻島事務官：これは全部うまるわけではなく例である。

中村委員：形式上は、全部入ると考えてよいと思うが。

泉林国民経済計算調査室長：データとして可能性のあるところをけでもらめるという考え方である。

中村委員：実際には穴のあいているところをうめるのは難しいということか。

腰原専門委員：家計のところでは「家計調査」の一世代当たり地代というのは具体的には何か、調査世帯で割ったものでは、過小推計の恐れがある。所有形態別の統計があるので、それで補正出来るはずだ。

荻島事務官：「住宅調査」で借地世帯がどの位あるか判るので「住宅調査」の比率でやることにしたい。

中村委員：「住宅調査」でチェックすること。